

令和元年度 第3回 堺市地域福祉計画推進懇話会（成年後見・再犯防止関係） 議事要旨

開催日時 令和元年10月21日 午前10:00～12:10

開催場所 堺市総合福祉会館 2階 第1会議室

出席委員 井村委員 幸家委員 中西委員 西田委員 三田委員（進行役） 森田委員
渡邊委員（名簿順）

欠席委員 なし

傍聴者 なし

1. 第4次堺市地域福祉計画について

（資料1～3について事務局より説明）

（委員）

SDGsに関する取組は地域福祉計画と重なる部分も多いと思う。連携するとは書かれているが、どのように連携していく考えなのか。

（事務局）

例えば、ニュータウン再生に関し、重点取組〔5〕の災害に関する取組に関連してバリアフリー化をすすめるなかで、ニュータウンや建築関係の部署と連携していく必要があり、別の計画も検討している。そのなかにSDGsの考え方や地域福祉の位置づけを明確にするなど、まだ具体的ではないが波及をさせていくように動いている。

（委員）

連携については見える関係が重要であり、のりしろのように重なり、部局間できちんと情報共有ができるようにしてほしいと思う。

（進行役）

他に意見はないか。それでは後で戻ってもよいので、次の資料を説明してほしい。

（資料4・5、参考資料について事務局より説明）

（進行役）

どこからでもよいので、ご意見、ご質問があればお願いします。

（委員）

まず総論的なこととして、情報共有について個人情報のこと書かれているが、小学校区や日常生活圏域から、例えば、権利擁護サポートセンターなどに集約された情報については、現場にフィードバックしていく必要があると思う。そのあたりの整備が相談員の育成には肝要だと思うので、データやアンケート結果の分析から見えるものを共有するよう検討してほしい。

（進行役）

ご意見としてお聞きする。上下ということではなく、チームになれるとよいと思う。

（委員）

p.45の後見人の不正や不適切な対応への防止については、後見人が法律的なことを知らない場合と、わかっても困窮などの生活状態のためにしてしまう場合があると思うので、後見人に対するサポートを適切に行っていかなければ、防ぎきれないと思う。また、後見活動に慣れないなかでのストレスが虐待などとして出てくる場合もあり、そうしたことにも踏み込んで検討してほしい。

（進行役）

そうした不正をする人が、後見人を続けること自体が大問題だが、利用者の意向を理解しようとせずに、一方的に指示する後見人などの問題もある。しかし、そうしたことが起こらないようにするための支援を、だれがどのようにするのかは難しいと思う。

(事務局)

すぐに解決できる案があるわけではないが、親族後見人への支援では、つながれる場所があることを理解してもらうことが第一歩だと思っており、そうしたことをすすめながら背景などを分析し、市として何をしていくべきかを考えていく。

(委員)

親族後見人への支援は、これまであまりされていなかったもので、大事なことだと思う。これまでは、後見人を付けるところまでは一所懸命に支援するが、付ければ終わりというイメージもあった。親族でも専門職でも、後見人が選ばれた後も、後見人もチームのひとりとして、支援者や行政が関わっていくという発想にならないといけないと思う。そのなかで不正の兆候があれば、助言したり交代させたりすることも可能になってくる。

(委員)

権利擁護サポートセンターが中核機関になるうえで、機能のすみ分けが必要だと感じる。計画案に書かれている機能を網羅することは、職員が5～10人になってもできるのかと思う。堺市には基幹型包括支援センターなどもあるので、どのように機能のすみ分けをするかが非常に大事になってくると思う。具体的には、権利擁護サポートセンターは、情報を集約して現場に下ろしていくのか、それとも、決定や実行までしていくのか。

(事務局)

権利擁護サポートセンターの体制を充実しても、すべての機能を1つのセンターで担うことはできないので、地域包括支援センターや基幹型包括支援センターなどと、どのように分担するかだと思っている。具体的な方法はまだ明確になっていないが、現時点での検討状況として、基幹型包括支援センターとの役割分担の話し合いを始めており、もう少し明確にしようとしている。また、いろいろな情報が権利擁護サポートセンターに集約されているので、共有するしくみが大事だと考えている。

(委員)

情報を集約して分析したり、全体を俯瞰したりすることは必要である。それは中核機関であるべきなので、すみ分けをすることで権利擁護サポートセンターがすべきことが明確になる。

(委員)

私は地域包括支援センターで働いているので、権利擁護についても責任重大だと思って聴いたが、基幹型包括支援センターの社会福祉士はほとんどが非常勤で、連絡しても非勤日で、認知症初期集中支援チームへの連絡などで動きたいのに、1日待つことが結構ある。市は「社協に委託しているのでできている」という感じだが、動けていないところまで見ていかなければ、この計画を立てても何が変わるのかと思うところもある。

p. 26 に書かれているように、地域住民にも地域をつくっていくうえで、まわりを気にするなどの役割がある。また、地域福祉は市だけでできるものではないので、事業所や企業を巻き込みながらすすめないといけない。しかし、以前にも話をしたが、地域の方は、企業は営利目的と考えて受け入れないという現実もある。それをつなぐために、私の地域包括支援センターでは、地域の人にどのようなことに興味があるのかの聞き取りをして、データとして上げてマッチングをしているが、企業を巻き込むためのシンポジウムなどもあまり見たことがない。先日、高齢者の見守りネットワークの全国大会で、生活に関わるスーパーや図書館、郵便局などが発見機能を持ち、行政や専門機関とゆるやかに連携することが大事だという話があった。しかし、気になっても、企業にとってはお客さんなので、声をかけてよいかどうかかわからない。私も、自分で立ち上げた団体でシンポジウムを開き、郵便局や図書館、企業などに出てもらって、認知症の人が来たときに何ができるかを、他の自治体の取組から学んで考えたいと思っているが、企業などへの働きかけを誰がするのかを、計画でわかるようにするとよい。

(事務局)

多様な主体との連携については p. 41 に記載しており、社会福祉法の改正による社会福祉法

人の公益的な取組と連携するとともに、企業や事業者への地域の人の抵抗感を解きほぐし、結びつけていくのは、今の状況では日常生活圏コーディネーターの取組だと考えている。しかし、まだ全区配置ができていないので、実現をめざして庁内での協議をすすめたい。また、基幹型包括支援センターについてのご指摘も、実態として真摯に受け止めたい。

(委員)

更生支援について、関係機関のネットワークの構築や地域生活を支えるための支援、薬物依存の回復への支援などが書かれているが、刑務所を出所する人は表現などの能力が難しい人が多く、相談に行っても自分のニーズを伝えることができず、相談にのってもらえないこともあると考えられる。そのため、こころの健康センターや生活・仕事応援センターなど、いろいろな専門機能を総合し、そこに行けば解決できる窓口が考えられないか。地域包括支援センターだけでの対応は難しいと思う。

また、仕事に就いているか否かで再犯率が3倍ぐらい違うので非常に大事だが、これまで、堺市では協力雇用主への優遇措置に対応していなかった。そのことについて説明してほしい。

(進行役)

出所する前の相談は、誰がつなぐのか。

(委員)

保護観察の対象であれば、保護司からつなぐことができると思う。刑務所や保護観察所でもいろいろな相談にのっていると聞いており、総合的な窓口があれば話もしやすいので、つなぐことができると思う。薬物依存も息の長いケアが必要なので、つなぐ機関がある方がよい。

(進行役)

手帳がなくても障害の可能性のある人なども、見極めないといけない。また、住む場所がなく、つながる人がいない高齢者が地域に出たときに、地域包括支援センターが受ける余裕があるかという問題もある。

(委員)

そのような相談はあまり来ないが、地域包括支援センターは担当エリアがあり、住所があれば連絡があるかもしれない。あまり得意でもないが、相談があれば断ることはせずに、動ける範囲でどこかにつないでいこうと思う。

(事務局)

総合相談は「どこから相談してもきちんとつながる」という理念を掲げて、p. 32 の包括的な相談支援の充実に位置づけている。しかし、入所中からつながるしくみは弱いため、アセスメントをして、どこにつなぐべきかを考えるしくみづくりが必要である。p. 36 に記載したように、特別調整とは区別しながら使いやすいしくみを市、社協、大阪刑務所などでモデル的に検討できないかと思っているので、計画を通じていっしょに考えていただけるとありがたい。

また、協力雇用主に対する優遇措置については、委員のご指摘を受けて確認したところ、本年4月から、総合評価入札の評価項目のひとつとして、再犯者への支援をしている場合の加点を行っていることを報告させていただく。

(委員)

宿題をいただいたので、考えたいと思う。

参考資料で65歳以上の人のデータを用意してもらい、残念ながら2年以内に再入所する人が一定数いるが、住居のない人に在所中に特別調整を行うしくみや、刑務所独自で福祉施設への入所の調整を行うなどの取組をすすめており、そうした枠組みに乗った人の再犯率は低いというデータが出ているので、在所中の支援はとても大事だと思っている。無職や帰住先がない人が多いことをふまえると、福祉につないで必要な支援をすれば、再犯が防止できるということだと思う。それは全国的な特徴だが、2年以内に再犯をした人は、全国的には窃盗が多いが、大阪では覚醒剤が6～7割を占めて非常に多いことが大きな特徴であり、再犯を防止するうえでのターゲットとして、しっかり捉えていく必要がある。入所時の精神診断での「その他の精

神障害」の多くは覚醒剤中毒後遺症だと感じており、覚醒剤の再犯をなくすには必要な支援を行っていく必要があるという意味で、重要なデータだと思う。

p. 35 に更生支援の推進についての現状と課題が書かれており、福祉計画のなかで再犯防止を取り上げていることをありがたく思うが、もう少し大阪の現状の特徴についてデータをふまえて書いた方が、より理解しやすいと感じた。

(事務局)

背景の記載について、覚醒剤に関する点を記載することは悩ましい面があるが、書きぶりも含めて、あらためて検討したいと思う。

(委員)

再犯防止について、矯正分野の関係機関と福祉の連携は必要だが、実刑にならない人や起訴されない人についての刑事司法と福祉の連携はなく、弁護士会や社会福祉士会で取り組んでいるが、まだ何もない状態である。やることは出所後の支援とあまり変わらないので、視野に入れてもらうとよいと思う。また、犯罪の原因が貧困であったり孤立であったり、仕事や住居がない人の再犯を福祉との連携で防止することは重要であり、高齢者の窃盗などはその典型だが、覚醒剤は違う。依存症という病気なので、仕事や住居の手当をしても病気を治さないと再犯につながる。窃盗症のような依存症や、犯罪にはならないかもしれないがアルコール依存やギャンブル依存もあるので依存症対策も大切な課題であり、再犯防止で一括りにするのは違うと感じた。

(進行役)

今のお話と少し関係するが、p. 34 にピアサポートとの連携が書かれており、こういうことが書かれる時代になったなと思った。ピアサポートは重要であり、刑務所に薬物依存症の当事者が行かれたり、地域でも声になりにくいSOSを出す手伝いをされたりしていることも知っているが、国も何かと言うとピアサポートと書くのに、お金は全然出さないのが実情で、ピア活動の良さも奪うほど、いろいろなところで言われることに違和感を覚える。お金が付くとピアの良さが削られる部分もあるが、何もかも手弁当でしている。そうしたなかで、ピアサポートが支援のひとつの柱になるのであれば、チームのなかでもきちんと意見を聞くなどの権限を与えることが必要である。ピアの人がチームのなかで発言できるしくみをつくるには、専門職と同等に話しあいができることが大事だが、うまくいっているところは、全国でもあまりないと思う。

細かいことだが、p. 44 の成年後見の啓発の項に「終活と死後の支援」が書かれていることに違和感がある。死後の支援が要らないとは思わないが、生きているうちからすることも大事であり、計画に記載すると重くて大変ではないかと思う。併記することについて、みなさんのご意見をいただきたい。

(委員)

国全体の高齢者問題、独居問題につながってくると思う。独居の人の心配ごととして死後の不安も多く、任意後見の活用や遺言、死後事務などについての講師依頼もある。こうしたことをしっかりすることで、生きている間の不安を取り除くことができ、死後の葬儀や財産の引き渡しもできるので、計画に入れて認識をもってもらうことは、必ずしも悪いイメージではない。

(委員)

私も、啓発の項に入れるのであればよいと思う。

(委員)

成年後見制度利用促進法の手引きに、死後事務のことも書いてあった気がするので、載せてもよいのではないか。

(進行役)

死後事務の記載については了解した。ピアサポートについては意見として申し上げる。

(委員)

p. 45 に権利擁護サポートセンターによる法人後見活動への支援を検討すると書かれている。私は権利擁護サポートセンターの運営委員もしているが、NPO法人として連携しているイメージはあまりないので、具体的なイメージを教えてください。

(事務局)

法人後見との連携の内容については、これから検討していく。堺市社協では法人後見業務を行っているが、実績は多くなく、西田委員のNPO法人に担っていただいている部分もある。全国的に法人後見を促進しようという流れもあるので、勉強することからスタートし、そこからどう波及させていくかは、今後の課題だと思っている。

(委員)

市の後見報酬の助成制度は、NPO法人が活動するうえでありがたいが、権利擁護サポートセンターとの連携は、従前から検討しているが何も出ていない。せっかく記載されているので、法人のなかでも検討し、フィードバックさせてもらいたいと思う。

(委員)

p. 44 のマッチングの記載は、これまでの議論を受けたものだと思うが、堺市は先駆的に取り組んでいるので、少なくとも市民後見人に関しては、あらかじめマッチングをして申立をすれば、市民後見人の事業も広がってくると思う。また、相談の段階からマッチングを考えていくことや、親族後見人への支援として、障害のある人の後見人を親がされていて、高齢化してご自身の後見が必要になる場合などに、併走して支援することなどについて相談できる機関を設けていくことも、広い意味でのマッチングになると思う。市長申立に関するマッチングは、やろうと思えばすぐにできると思う。また、保佐や補助に広げていくことも考えられる。大阪府内では統一的に市民後見人の事業を行っているので、協調も必要になるが、堺市は先んじてしている部分もあるので、大阪市の後追いをするのではなく、堺市独自でできることは積極的にしていくべきだと思う。少なくとも市長申立のマッチングは、早急にするよう検討してほしい。

2. 第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画について

(資料6について社協事務局より説明)

(委員)

今年度も半年が過ぎて、どのように着地するかになってくる。これまでの議論で課題は見えてきているが、来年度の4月からスタートするときのビジョンとして中核機関がもつ機能などが見えてこないが、どういうスキームを考えているのかを確認したい。

(事務局)

6年間の計画なので、記載したことのすべてを来年の4月1日からすることは難しいが、その間にある程度を網羅するかたちは取りたいと思っている。具体的なすすめ方について、例としてあげていただいた中核機関については、体制整備に向けた庁内的な議論を行っている。実現性は不明確なところもあるが、体制が充実できれば、親族後見人への支援は早急にすすめたい。また、ネットワークを構築し、関係機関が集まって課題などを出しあう取組を、初年度に実施できるとよいと思っている。ご指摘いただいた市長申立での市民後見人相当の案件に対するマッチングについても、早急にスキームを構築し、実施できればと思っている。一方、法人後見などについては具体的なビジョンがあるわけではないので時間をかけて検討するなど、4月から実施することと、時間をかけることを分けて考えていきたい。

(委員)

中間地点あたりで何ができているかぐらいのところは、最終の懇話会で示してもらえると期待してよいか。

(事務局)

努力したい。

(委員)

資料6の p. 11 に「認知症にやさしいまちSAKAI」について書かれているが、取組の内容を答えられる人がどれだけいるのか。

(事務局)

例えば、認知症のメカニズムや支援方法をまとめたパワーポイント資料を各職員に配布して、自分で学んでもらったり、認知症の方に接するときの心構えを名札に付けて活用してもらったりする取組を行っている。また、市民の方への周知として、パネル展なども実施している。

(委員)

認知症は社会の病気と言われており、「認知症になれば施設に入らなければいけない」、「大変な人なので地域から出てほしい」といった声をどう取り除くかが、認知症にやさしいまちにつながっていると思っている。堺市でも11月に初めて「本人ミーティング」が開催される。認知症の本人の方で、困っていることを言える人は少ないが、本人の声を聴いて施策に活かすことがピアサポートとの連携のひとつなので、当事者の声をしっかり聴く体制も必要である。当事者団体が強い仙台市では、認知症サポーター養成講座のあり方を変えているということなども、認知症の本人ワーキンググループが国に提示している。認知症は85歳になると2人に1人がかかるという、誰もが抱える課題であり、地域で住める環境や生活のしづらさへの支援をすすめるために、ピアの活動を施策につなげるようなつながりも入れてほしいと思う。

(委員)

参考資料の最後にネットワークの形成について書かれているが、大阪府では再犯防止の協議会が立ち上がっており、そうしたかたちのものを堺市で立ち上げることも考えているか。

(事務局)

再犯防止をどこまで色濃く出すかという課題はあるが、矯正施設のなかでどのような取組がされているかが、福祉現場からは見えづらく、逆も然りだと思うので、まず、現場の人どうしが意見交換できる場をつくっていきたいと思っている。

(委員)

要保護児童の協議会のように、具体的な事例について、いろいろな機関が集まり、知恵を出しあって共有しながら検討する場ができれば、より実効性がある集まりになると思う。

(進行役)

そうした場が積み重なっていくことが、大事だと思う。

(委員)

全般的なことになるが、p. 32 に書かれている現状と課題を見ても、堺市特有の状況があまり見えてこないという印象を受ける。市として課題は書きにくいかもしれないが、全体を通じて抽象的な表現が多く、一般の人が見られたときに何がどう伝わるか。何を書いているかさっぱりわからないのが、現状ではないかと思う。書き手側がどこまでわかっているかを疑問に思う記載だと感じる部分が多いので、私がどうこうできるわけではないが、そうした視点も考えて、わかりやすく記載してほしいと思う。